

第3節 快適な都市環境の確保



大阪市ではこれまでも環境汚染対策やヒートアイランド対策、緑化の推進など快適な都市環境づくりに関する施策を進めてきました。その結果、大阪市の環境は大きく改善するなどの成果をあげており、今後もこうした快適な環境をつくるための施策を進めることにしています。また、風・水・緑などの活用や本市の特性に応じた生物多様性の保全などに取り組み、水都再生と自然共生社会をめざしていくことにしています。

1 都市環境の創造

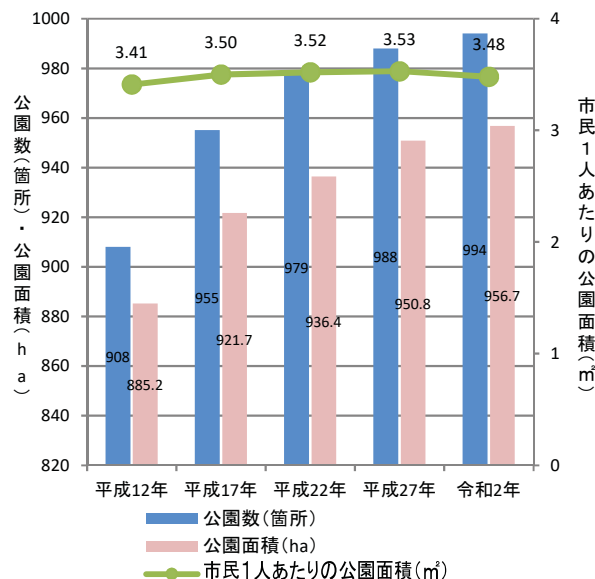
(1) 緑の現状

公園緑地は、うるおいある豊かな都市環境を形成する緑の拠点であり、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境の改善に寄与しています。

また、災害時に避難場所になるとともに市民のレクリエーションとコミュニケーションの場、心身の健康増進の場として、重要な役割を果たすオープンスペースです。

令和2年4月現在994か所、956.7ha、市民1人あたりの公園面積 3.48m² に至るまで公園整備を実施しました。

公園数、公園面積、市民1人あたりの公園面積の推移



(注) 各年4月現在・市内の国営、府営公園を含めた数値

(2) 主な取組み

緑の保全や創出のほか、水辺空間の保全と創出、生物多様性の保全と持続可能な利用、まちの美化啓発などのため、次の取組みを中心とした施策を進めてきました。

① 緑の保全と創出

緑の保全と創出に取り組んでいくための新たな仕組みとして平成28年4月1日に施行した「大阪みどりのまちづくり条例」に基づき、本市、市民、事業者の連携及び協働により、みどりのまちづくりを総合的かつ計画的に推進していきます。

ア. 公園緑地の整備

公園整備については、「新・大阪市緑の基本計画」に基づき、市民の日常生活に密着した街区公園などの住区基幹公園の整備とともに、正蓮寺川公園など、大規模な都市基幹公園等の整備を進めています。

イ. 公共空間の緑化推進

公園や道路、公共施設の緑化を推進し、市民協働により花と緑あふれるまちづくりを推進しています。

ウ. 緑化ボランティアの育成

花と緑の美しいまちづくりを、地域ぐるみで推進していただくために、緑化ボランティアの育成に取り組んでいます。

② 水辺空間の保全と創造

古くから「水の都」として栄えてきた特徴を活かして、水辺空間の整備を進めています。

ア. 河川周辺の親水空間の創造



道頓堀川

道頓堀川沿いの水辺の遊歩道など河川周辺において親水空間を整備しています。

イ. 港湾地域の整備の促進

臨海部で、ウォーターフロントの特性を生かして、

緑地や親水堤防等、多くの市民や港を訪れる人々が憩い、集える空間を整備しています。



コスモスクエア海浜緑地

ウ. 下水の高度処理*水の活用

快適環境・リサイクル型社会の実現に貢献するため、下水処理水の有効利用を進めており、「せせらぎ」のある修景施設などに利用することで、美しい水辺空間を創造しています。



平野下水処理場内異水路

③ まちの美化啓発活動の推進

清潔で美しいまちづくりを推進するため、道路清掃をはじめ、不法投棄ごみの処理などの環境整備事業の充実と努めるとともに、ごみのポイ捨て防止や美しいまちづくりへの協力を呼びかけています。

ア. ポイ捨て防止キャンペーン

ポスターの掲出や美化啓発イベントの開催、既存イベントとのタイアップなどを通して、空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨て防止に重点を置いたキャンペーンを行っています。

イ. ノーポイモデルゾーン (ポイ捨て防止推進モデル地区)

「清潔保持推進区域(ノーポイモデルゾーン)」を全区に設定しています。

ウ. 美化強化デー

毎月1日を美化強化デーと設定し、門前清掃の励行を図るとともに、各種団体等に斉清掃の取組みを呼びかけています。

エ. 「まち美化パートナー制度」の実施

大阪市廃棄物減量等推進審議会の答申を受けて、「まち美化パートナー制度」を実施しています。

大阪市が定めた公共スペースで大阪市と覚書を交わしたボランティア団体に、定期的に清掃や美化啓発活動を行ってもらうもので、大阪市は清掃用具の交付やボランティア保険の加入などを行うほか、活動を顕彰するまち美化パートナーサインを掲出しています。

オ. 「“クリーンUP” 作戦」の実施

市民・事業者・行政が一体となって行う大阪市全域の斉清掃を毎年実施しています。平成23年度からは大阪マラソンとタイアップしており、令和元年度も「大阪マラソン“クリーンUP”作戦」として、7日間にわたり実施しました。

カ. 清掃ボランティア活動の活性化

清掃用具の交付や、集めたごみの処理、長年地域で清掃活動をされている個人や団体等に対する表彰を行っています。

キ. ポイ捨て防止条例 (正式名称：大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例)

市民、事業者、大阪市が協力して国際都市大阪にふさわしい美しいまちづくりを進める責務があることを明確にするとともに、空き缶等のポイ捨てと自動車の放棄を禁止し、自動販売機への回収容器の設置及び適正管理を義務付け、それぞれの違反者に対しては、勧告・命令を行った後、氏名公表や悪質な違反には刑罰法規の適用を要請することなどを規定しています。

ク. はと、からすその他の動物に餌を与えた行為後の清掃等を行う等の必要な措置を講じないことに起因する生活環境の悪化防止対策

令和元年12月に「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」を改正し、生活環境の清潔を保持する観点から、はと、からすその他の動物に餌を与えた後の清掃等を義務付けています。条例に違反する行為を現認した場合には、指導・勧告・命令と段階的に指導等を行い、改善命令に従わない場合は、過料を科すこととしています。

④ 路上喫煙対策事業

ア. 大阪市路上喫煙の防止に関する条例

大阪市では、平成19年4月に、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、市民に、道路、広場、公園その他の公共の場所で他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある路上喫煙はしないよう努力義務を課しています。

イ. 路上喫煙禁止地区の指定

条例に基づき、平成19年度に御堂筋及び大阪役所・

中央公会堂周辺を、平成 27 年 2 月からは都島区京橋地域、平成 31 年 2 月からは中央区戎橋筋・心斎橋筋地域、令和 2 年 2 月からは北区 JR 大阪駅・阪急大阪梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域を「路上喫煙禁止地区」に指定し、「禁止地区」における条例の違反者に対し、罰則（過料 1,000 円）を科しています。

過料件数：

- ・御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺（平成 19 年 10 月～令和 2 年 3 月）70,167 件
- ・都島区京橋地域（平成 27 年 2 月～令和 2 年 3 月）10,517 件
- ・中央区戎橋筋・心斎橋筋地域（平成 31 年 2 月～令和 2 年 3 月）353 件
- ・天王寺区、阿倍野区天王寺駅周辺地域（令和 2 年 2 月～令和 2 年 3 月）8 件
- ・北区 JR 大阪駅・阪急大阪梅田駅周辺地域（令和 2 年 2 月～令和 2 年 3 月）0 件

ウ. たばこ市民マナー向上エリア制度

平成 20 年度から大阪市全域での取組みとして、市民、事業者の活動団体の自主的な活動と行政の協働による「たばこ市民マナー向上エリア制度」を実施しています。

令和元年度参加団体： 75 団体

⑤ いわゆる「ごみ屋敷」対策

近年社会問題となっている「ごみ屋敷」対策について、平成 26 年 3 月に施行された「大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例」に基づき、区役所が中心となって関係局と連携の上、物品等の堆積により不良な状態となっている建物等や居住者に対して、対話・説得等のアプローチを重視しながら、調査、指導、勧告等を行い、市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保することを推進します。

2 生物多様性の保全

(1) 生物多様性とは

地球上には 3,000 万種ともいわれる様々な生き物が存在していると考えられています。生き物はそれぞれに個性があり、つながりあって生きています。この生き物たちの豊かな「個性」と「つながり」を生物多様性といいます。

生物多様性には、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という 3 つの多様性があるとされています。

私たちのまちや暮らしは、食べ物や衣料、水などの恵みのほか、自然や生き物との触れ合いから得られる楽しさや心の豊かさなど、自然や生き物から様々な恵みを受けることで成り立っています。

しかしながら、大切な存在である自然や生き物が、人間の活動や地球環境の変化などによって減少し、生物多様性が危機的な状況にあると懸念されています。



本来は豊かであるはずの生物多様性が4つの危機に瀕しています。



(2) 主な取組み

誰もが心豊かで快適な生活を送ることができる都市環境を創造し、将来へ引き継いでいくために、身近にある大切な自然環境や生き物の存在を再認識し、守り、創り出し、活用していくとともに、周辺地域や世界とのつながりにも目を向け、広い視野をもって生物多様性の保全に取り組んでいきます。

大阪市では「大阪市における生物多様性戦略のあり方について」平成30年1月に大阪市環境審議会から答申を受け、同年3月に本市の特性に応じた「大阪市生物多様性戦略」を策定し、同戦略に基づき、取組みを実施しています。令和2年度においては、同戦略が計画期間満了を迎えることから、生物多様性保全に関する国内外の動向を踏まえ、2050年の大阪市のめざすまちの姿「生物多様性の恵みを感じるまち」の実現に向け、次期大阪市生物多様性戦略の策定を行います。

① 大阪市生物多様性戦略の推進

大阪市生物多様性戦略に基づき、新たな連携・協働の仕組みとして生物多様性の保全に向けたネットワーク会議（なにわECOスクエア）を創設し、市民をはじめ様々な主体と連携、協働しています。令和元年度は、2回の会議を開催しました。

そのほか、生物多様性の認知度向上などを目的に、5月に天王寺動物園と共催でのイベント実施や、市立図書館における企画展を行いました。



大阪市生物多様性ロゴマーク

② 大阪生物多様性保全ネットワークの取組み

大阪府内における生物多様性の保全のため、行政、研究機関、NPOなどの相互連携を図る組織として、平成24年3月に、大阪生物多様性保全ネットワークが設立され、大阪市も加入しています。ネットワークでは、府内の生き物の現況把握や、希少種及び保護すべき環境についての考察、普及啓発イベントの企画・運営、情報発信などの取組みを行っています。

③ 農事体験・講座

鶴見緑地内にある自然体験観察園の水田や畑において、農事（田植え等）体験や講座を実施しています。また、住之江抽水所にある「せせらぎの里」では、近隣の小学生を対象とした田植えや稲刈りの体験行事を実施しています。



「せせらぎの里」での農事体験の様子

④ 生き物・植物調査の実施

身近なところでの自然豊かな場所で生き物や植物を市民とともに発見していくため、大阪城公園など市内9か所において生き物調査を実施しました。

また、平成30年度より市立小学校において児童と一緒に校内に生息・生育する生き物の調査を実施しています。令和元年度は30校で実施しました。



生き物調査の様子

⑤ 外来生物の侵入・拡散防止

国が主催する近畿地方外来生物対策連絡会議に参加し、国や自治体を実施する外来生物の防除等に関する情報を共有しています。



クビアカツヤカミキリ（オス）



ヒアリ